社会保険

あまた

1.5 門

平成29年 No. 762

CONTENTS

平成29年度事業計画案・予算案を承認…2 社会保険事務担当者講習会を開催しました…2 健康経営宣言について…3 保険料率上昇の抑制には皆さまのご協力が必要です…4・5 健康保険被扶養者の資格を再確認させていただきます…5 短時間労働者に対する適用対象が広がりました…6 平成29年4月から現物給与の価額が改定されました…7 「わたしと年金」エッセイ(受賞作品紹介)…8



秋田県社会保険協会ホームページ→http://www.syahokyo-akita.jp

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→http://www.nenkin.go.jp/ 電子政府の総合窓口(e-Gov)→http://www.e-gov.go.jp/ 健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

(一財)秋田県社会保険協会理事会。 部議員会を開催

事業計画案・予算案を承認

一般財団法人秋田県社会保険協会理事会・ 評議員会が去る3月17日に秋田市内で開催 され、平成29年度事業計画案と収支予算案 が承認されました。主な事業計画は次のとお りです。



制度の普及に関する事業

- (1) 広報活動を実施する。
 - ①広報誌「社会保険あきた」を隔月発行する。
 - ②社会保険関係の参考図書を配布し、制度の周知を図る。
 - ③年金委員及び健康保険委員設置事業所に対し、 「月刊社会保険」を配付する。
- (2) 社会保険等新任担当者事務説明会及び、年金・ 健康保険制度別事務説明会を開催する。
- (3) 年金相談等について協力連携に努める。
- (4) 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨についての広報を実施する。

健康管理に関する事業

- (1) 健康管理意識の向上に資するため、事業所等において講習会を実施し従業員の健康づくりをサポートする。
- (2) 体育活動として各種球技大会等を実施する。
- (3) 健康づくり事業等社会保険協会事業に積極的に協力いただいている優良事業所の表彰を実施する。
- (4) 健康管理セミナー・ライフセミナーを開催する。

社会保険関係団体等への活動支援

秋田県社会保険委員会連合会及び各地区社会保険 委員会の活動を支援する。

《社会保険事務講習会》保険・年金セミナーを開催

一般財団法人秋田県社会保険協会では、平成28年度事業として2月に秋田・鷹巣・大曲・本荘の4会場において「社会保険事務講習会」を開催しました。

社会保険事務を担当されている方を主な対象として、講師は県内各年金事務所と社会保険労務士にお願いしました。「年金受給の手続や基礎知識」「退職後の雇用保険と医療保険」というタイトルで年金の受給手続や健康保険及び雇用保険制度のしくみについて、実例をあげながらのわかりやすい説明で好評でした。

全会場で実施したアンケートの結果を踏ま え、更に充実した講習会を企画してまいりま す。是非、ご参加ください。





①「健康経営宣言」にエントリーしてくださる事業所様を募集しています

建康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です



従業員の健康を重要な経営資源と考え、積極的に健康増進を図ることが、従業員の活力や生産性が上昇し、結果的に企業の業績向上やイメージアップにつながるという概念を「健康経営®」といいます。

協会けんぽではこの健康経営に取り組む事業所様をサポートしていきます! **ぜひ「健康経営宣言」にエントリーしてください!**

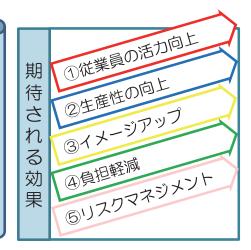
(詳しくは下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。)

宣言認定書

健康経営宣言にエントリーいただくと!

- ①健康経営宣言の「宣言認定書」を贈呈いたします
- ②協会けんぽホームページ等で御社の取り組みをご紹介いたします
- ③積極的な健康づくりに対して、県の「健康づくり推進事業者等表彰」に推薦させていただきます(※表彰は県の「健康づくり推進事業者等表彰」事業実施要領によります)

○この健康経営宣言は、日本健康会議が運営する「<mark>健康経営優良法人認定制度※1」の中小規模法人部門への申請条件の一つ</mark>です。



②新規健康経営宣言事業所をご紹介します

平成29年2月に「健康経営宣言事業所」として新規認定された事業所様をご紹介します。 現在99事業所様が従業員の方の健康づくりに取り組まれています。

健康経営宣言事業所名(敬称略)	所在地	健康経営宣言事業所名(敬称略)	所在地
合川精密株式会社	北秋田市	社会福祉法人 県北報公会	北秋田市
秋田渥美工業株式会社	横手市	三和精鋼 株式会社	にかほ市
株式会社秋田重車輌	能代市	上伸青果株式会社	秋田市
株式会社 ヴァルモード	横手市	株式会社塚田美術印刷	秋田市
社会福祉法人 大館圏域ふくし会	大館市	株式会社 能代青果地方卸売市場	能代市
株式会社オクトライズ	秋田市	農事組合法人平沢ファーム	秋田市
株式会社 カンザイ	鹿角市	山科建設 株式会社	由利本荘市
有限会社 工藤平版印刷	秋田市	株式会社 UIコムテック	秋田市

(平成29年2月末日時点)

★「健康経営宣言事業所」の詳細についてはホームページをご覧ください

協会けんぽ 秋田



※1「健康経営優良法人認定制度」 について(平成29年2月21日経済産業省NewsReleaseより抜粋)

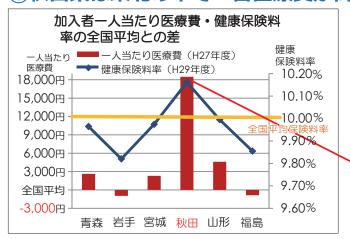
○健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもと に、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

〇平成29年2月21日、認定制度を運営する日本健康会議において、2017年度の認定法人として、大規模法人部門 (ホワイト500) 235法人、中小規模法人部門95法人が認定されました。

お問い合わせ先 協会けんぽ企画総務グループ ☎018-883-1841

保険料率上昇の抑制には、皆さまの協力が必要です

①秋田県は東北の中で一番医療費が高い県です



健康保険料率は、加入者の皆さまの医療費に基づいて算出しています。病気予防などの取組みにより加入者の皆さまの医療費が下がれば、その都道府県の保険料率を下げることが可能な仕組みになっており、逆に、加入者の皆さまの医療費が上がれば、その都道府県の保険料率は上がります。

秋田支部の加入者1人当たり医療費は全国平均と比較して18,491円高い

最良の方法は皆様に健康になっていただくことです! ところが・・・

②秋田県の健診の受診率は東北の中で一番低いのです!!

東北各支部の健診受診率の比較(平成26年度)

				被保険者	被扶養者	加入者計
		①定期健 康診断	②生活習 慣病予防 健診	受診率	受診率	受診率 (%)
青	森	4.7	52.8	57.5	20.0	48.1
岩	手	15.4	40.7	56.1	20.4	47.9
宮	城	9.1	57.9	67.0	26.3	56.8
秋	\blacksquare	9.3	44.7	54.0	20.1	45.1
Ш	形	8.0	65.7	73.7	36.1	65.1
福	島	5.4	53.5	59.0	21.3	50.2

ご本人(被保険者)も で家族(被扶養者)も **受診率が低い**

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが、 保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



お勤めの方の健診

①労働安全衛生法に基づく定期健康診断

40歳以上75歳未満の方の定期健康診断結果 の提供にご協力ください。

「定期健康診断結果の提供に係る 同意書」を必ずご提出ください!

②協会けんぽの生活習慣病予防健診

平成29年度の生活習慣病予防健診の変更点

- 1.乳がん検診の視触診が原則廃止されます (医師が認めた場合のみ実施)
- 2.子宮頸がん検診の自己負担の上限額が875円から1.020円に変更されます

「無料の健康サポート」をご利用になれます!

健診を受けて病気の予防や重症化を防ぎましょう!

健診等についてのお問い合わせは 協会けんぽ保健グループ ☎018-883-1893

ご家族の方の健診も大切です!

おトクでお手軽な「特定健診」を受けましょう!

特定健診は、40歳以上75歳未満のご家族の方(被扶養者)を対象とした健診です。

おトク

協会けんぽの補助があります

※健診実施機関によって料金は異なります

基本的な健診費用 最高約7,610円 協会けんぽ補助 6,520円

個人負担額

入了。 日本 最高約 日本 **1**,090円

補助があるので個人負担が少なくお得です。

お手軽

ご近所で受診できます

①県内約400の医療機関で受診できます。

②特定健診は**市町村で実施している集団健診でも受けることができる**ため、 ご自宅の近くで手軽に受診できるほか、市町村で実施しているがん検診も 一緒に受診できます。詳しい日程・場所などは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

※受診券は4月上旬から順次対象の方に送付しております。

※受診の際は、「受診券」「保険証」「健診費用」をお持ちください。

※保険証が切り替わった際は、新しい受診券の申請が必要です。

お問い合わせ先 協会けんぽ保健グループ ☎018-883-1893

今年度も健康保険被扶養者の資格を再確認させていただきます

平成28年度は、健康保険被扶養者資格再確認についてご協力をいただきありがとうございました。皆様のご協力により高齢者医療制度への拠出金を全体で約22.7億円削減することができました。再確認業務は保険料負担の軽減のための重要な事務ですので、今年度につきましても皆さまのご理解とご協力をお願いします。

対象の事業主の皆さまに「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者の方が現在も要件に該当するかをご確認いただき、必要事項をご記入・押印の上、「被扶養者状況リスト」等をご返送ください。

Q1.再確認の対象となる被扶養者の方は?

A1. 平成29年4月1日において18歳以上 の方です

※1.すべての方が上記に該当しない場合、「被扶養者状況リスト」は送付されません。 ※2.本年4月1日以降に認定を受けた方は、「被扶養者状況リスト」に掲載されません。

Q2.いつ頃リストが届いて、いつまで提出すればいいの?

A2.協会けんぽの送付時期: 平成29年5月下旬から6月中旬(順次送付します)

事業主様のご提出期限: 平成29年7月31日(月)

Q3.被扶養者の要件に該当しない方がいたら?

A3. 被扶養者の要件に該当しない方がいる場合は、「被扶養者状況リスト」に加えて「被扶養者調書兼異動届(削除用)」にご記入・押印の上、その方の被保険者証と一緒にご返送ください。



「被扶養者調書兼異動届(削除用)」の「控」の返送には事務処理上日数を要します。国民健康保険の手続き等で「控」の返送をお急ぎの場合は、**年金機構の様式の「被扶養者(異動)届」を秋田事務セン**ターへ直接郵送ください。

お問い合わせ先 協会けんぽ業務グループ ☎018-883-1800

短時間労働者に対する適用対象が広がりました

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大されましたが、本年4月よりさらに適用対象が広がりました。

平成28年10月からの適用対象者

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①~⑤全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 被保険者数が常時501人以上の企業に勤めていること

短時間労働者の4要件

平成29年4月から新たに適用対象となる方

- ・ 常時500人以下の地方公共団体に属する事業所に勤務する方で、上記【短時間労働者の 4要件】の全てに当てはまる方
- ・ 常時500人以下の会社において、労使で 合意(従業員の2分の1以上と事業主が社会 保険に加入することについて合意すること) がなされた場合で、かつ、上記【短時間労働 者の4要件】の全てに当てはまる方

- ●必要な届出●
- 短時間労働者の「資格取得届」
- ※ 厚生年金保険等の適用になっていない事業所は、併せて 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」の提出が必要です。
- 「任意特定適用事業所該当/不該当申出書」
 添付書類 同意を得たことを証する書類(同意書)
 「i:従業員の過半数で組織する労働組合の同意

いずれか

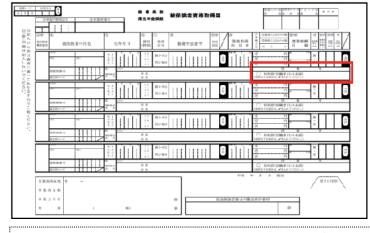
ii : 従業員の過半数を代表するものの同意

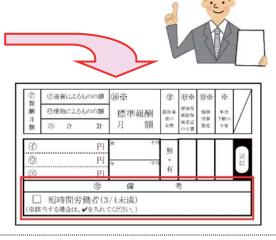
iii:従業員の二分の一以上の同意

• 短時間労働者の「資格取得届」

(様式例)

【資格取得届】





※短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「口短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等および短時間労働者の適用拡大についてのQ&Aは、機構ホームページに順次掲載していきますのでご確認ください。

日本年金機構 検 索 http://www.nenkin.go.jp/

平成29年4月から現物給与の価額が改定されました

資格取得届や算定基礎届、月額変更届の報酬月額欄には、賃金、給与、俸給、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものを含み届出することとされていますが(臨時にうけるものや年3回以下の支給の賞与などを除く)、報酬や賞与の全部又は一部が通貨以外の現物で支払われている場合、その現物を通貨に換算して届出していただくこととなります。

● 秋田県における現物給与の価額 ●

	食	住宅で支払われる報酬等				
1人1カ月当たり の食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額	1人1カ月当たりの 住宅の利益の額 (畳1畳につき)	その他の報酬等
19,200円	640円	160円	220円	260円	1,010円	時価 自社製品 通勤定期券など

※改定箇所は赤字で表示しています。

- ・計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- ・洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- ・健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。



現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当します。

「被保険者報酬月額変更届」が必要となる場合がありますので、ご注意ください。



★ その他の報酬等について

《厚生労働大臣が定める現物給与の価額》のうち、食事及び住宅以外で支払われる報酬の場合は「時価」で換算した額を現物給与の価額として報酬月額に計上することとなりますが、この「時価」の金額については、

- ① 労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取り扱うこと。
- ② 労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取り扱うこと。

となっています。

そのうち、従業員の通勤のために社用車を貸与している場合や、事業所のマイクロバスで送迎している場合の現物給与の価額について、上記①②によっても算出が難しい場合は、事業所が所在する県の近隣のバス会社の1区間1カ月の通勤定期代を「時価」として計上することができます。

秋田県内における主なバス会社の1区間1カ月の通勤定期代

秋田中央交通 6.910 円 秋北バス: 6.720 円 羽後交通 6.480 円

(各社とも、前年度より変更なし)





詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所へお 問い合わせください。

年金 現物給与

検索

エッセイの受賞作品を紹介します 「わたしと年金」

全国の皆さまより昨年6月に募集し、 341件のご応募をいただいた「わたしと年金」 エッセイの受賞者 優秀賞3名、入選5名) 今回は、その中から日本年金機構理事長賞に選ばれた作品をご紹介いたします。

日本年金機構ホームページには、 すべての受賞作品が掲載されています。



日本年金機構理事長賞

になる。この間、 してきた 一十歳の頃病気にかかり、今年で五十歳 私の母の兄は一級の精神障害者だ。 伯父は『年金』で生活

けとなったのだ。 私の伯父と年金との関わりを知るきっか とって身近なものだと知った。そして、 湧かずにいた。しかし、年金は私たちに り、遠い未来のことだと、あまり実感が 多いと思う。私自身そう思い込んでお れる老齢年金のことを思い浮かべる人が たのは、学校の授業がきっかけだった。 年金というと一般的には老後に支給さ 私が年金について深く知りたいと思っ

心を底知れぬ絶望や将来への不安、 当たり前の日常の中に突然降りかかって てくれた話だ。人生は長い道からできて は現実と非現実との境が明確でないた みで覆った。さらに、当時の伯父の病状 と診断を受けた。それは、祖母と伯父の くる、誰も予想しない出来事だった。 か、はっきりとは分からない。それは、 る。だからこの道の先に何があるの これは、祖母が胸を痛めながら私にし 伯父は二十歳という若さで統合失調症 病識を受け入れるのに十年以上を要

> 有難さを痛感したと話してくれた。 ブランクは大きく、祖母は改めて年金の していた。やっとの思いで主治医に説得 ことができた。対象外だった十年以上の 回き合うことができ、

> 受給の対象となる していただき、伯父は自分自身の病気と 「年金のおかげでどれほど助かってい

送らせてもらうことができている。何よ すことができている。 り、兄や祖母、そして、 げで毎日、負担のない、安心した生活を はとてもじゃないが、払える金額ではな なる。しかし、祖母にとって医療費など がなければ、祖母が伯父のために入院費 年金をいただいている身だ。もし、年金 感じた。今の現状でいうと、祖母は老齢 い。だが、年金という心強い支えのおか や生活費を払わなければならないことに 何気ない言葉だが本当にその通りだと 私も笑顔で暮ら

中で後悔することは多い。その後悔は取 ろう。けれども、それでは遅い。 の身に起きてみないと実感は湧かないだ れる時が来るかもしれない。それは自分 突然、今まであった平穏な日々が奪わ 人生の

岐阜県 寺

した。その間、無年金で入退院を繰り返

恒 佳南里 様 高校生·女性)

り返しのつかない方向へ向かうことだっ てあり得るだろう。そんな後悔を一つで もあると思う。 もなくすために、 年金を払うという備え

概念はくつがえされた。祖母がこんな言 葉を言ったからだ。 うなものだと思っていた。しかし、その また、私は年金について無知だった 年金を払うことは賭けをしているよ

かった。 「支え合うことの大切さが身に染み分

って自分の身に返ってくるのだと感じ 祖母を尊敬している。善い行いは回り回 者支援に当てているのだ。私は、そんな ている。そして、その売り上げを、障害 くるということだ。それを裏付けるかの 行動すれば、必ずその恩は自分に返って 年金を得ている。つまり、誰かのために の心を大切にして、 なるのではないかと思う。私は支え合い いの心が日本中にたくさん溢れたら、一 た。そして、みんなで支え合い、助け合 ように、祖母は毎日、手作り商品を作っ 人でも多くの人が幸せに暮らせる社会に 祖母は国民年金を払い続け、 将来年金を払ってい 令、



学生の国民年金加入と保険料の支払いについて

私は今年20歳になる学生ですが、20歳になると国民年金 に加入して保険料を納付しなければいけないのでしょうか?



本荘年金事務所 国民年金課 長 坂 洋 平

国民年金は、年をとったときやいざというとき の生活を、現役世代みんなで支えようという考え で作られた仕組みです。日本にお住まいの20歳以上60 歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納 付することが法律で義務付けられています。

加入手続きは…20歳になる誕生日前日より14日以内 にお住まいの市役所または町村役場の国民年金担当窓口 に「国民年金被保険者資格取得届書」を提出します。窓 口に来ることが出来ない場合は、郵送による手続きも可 能です。

保険料の支払いについて…国民年金への加入手続き後、 納付書が送付されます。平成29年度は月額16,490円 (平成28年度は月額16,260円) です。銀行・郵便局等 金融機関、及びコンビニエンスストアにて納付が可能で す。その他別途手続きが必要になりますが口座振替、ク レジットカードの利用や、インターネットバンキング・ モバイルバンキング・ATM・テレフォンバンキングを 使った電子納付なども可能です。

納付が困難な方には…保険料を納めていただくことが 困難な場合には、国民年金保険料の免除制度があります。

学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。申請 時には学生証の写し、または在学証明書の原本を添付し

てください。承認されると保険料の納付が猶予されます。 学生納付特例の承認を受けた期間は年金を受け取るため の期間として計算されますが、受け取る年金額には反映 されません。ただし、最大10年以内であれば、後から保 険料を納めて将来の年金額を増やすことが出来ます(追 納と言います)。追納を希望する場合には年金事務所へ お申込みください(納付する時期によっては加算額が上 乗せされます)。

国民年金のメリットは…年をとった時の老齢基礎年金 は生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障で、老 後の生活のサポートとなります。また、老齢基礎年金の 2分の1が税金で賄われているため、支払った保険料を上 回る給付を受けることが出来る計算となっています。ま た、加入者がけがや病気により障害が残った時には障害 基礎年金、亡くなられた時にはその遺族に遺族基礎年金 が支給されます。

さらに、納めた保険料は確定申告の際に全額が「社会 保険料控除」として認められています。

ただし、保険料を未納のままにしていると、老齢基礎 年金や、いざという時に障害基礎年金、遺族年金を受け ることが出来なくなる場合があります。保険料を納付す るか、学生納付特例を忘れずに申請してください。

Ĺ



みやすくなってるし、に受けている方々に「付きになった同じ検査 知識はた父の 長 査け い時間掛けて でし て、 健 はあ 康診 感 検査も先 不安な私。 生ま だ」とか 付 いったも た年 き 断 大腸。 れて初め 添 で 光生にお! ーでもあ と励まされ、 V 再 そんな時、 飲 ポリ 検査 \mathcal{O} で、 ド \mathcal{O} んで出す作業 ある程度 キド ての 「昔より 査を定期 \mathcal{O} 1) 辛そうに プを患っ ŧ 通 大腸検 知を受 配 丰 L L お 頑い飲的近 $\widehat{\mathcal{O}}$

> かることもありまるからには様々な生身の人間だれ るからに、

> > 困

難

が

降

ŋ

かい

ŧ

 \mathcal{O}

生

きて

実昨 ま 若 年 L た。 葉の は が 番

と思

1 \mathcal{O}

始 身

て 一

念発

起

ま今

一は受

け 8

7

良

かったと思

自に

り 一 でも大

身体にも自信が持てない一緒に遊ぶ時間が増え、大きくなるにつれ、活発

*増え、

がれ、

活発

受け

った事もあ

y, D

れて ま

分 な

芽い 水田の 予節がや っていわり

健

想 康 第 م

随

大曲 屋業機 根 械 田 (大仙· 眞

市

子

(株)

明るく元気に生きたい 心も身 体も 「健康第 \$ \mathcal{O}

チ

ヤ

がめ

苦

ジ手

1

ま

な運動に

か

維 少

持

\$

ノしでも

の受診、

メンテナンス

をし たら

な 早

れか

5

ます な

は、

何か

あ

0

と待ち が 判 でし といたしまし 丈夫です」 っまし 見えな 今までであ 心 だち時 9 たが、 強くあ いも 医 と言わ そものの 師 ŋ も長い、 に が P検査と言われ 以いし、面倒 たい 日 「今の はえて \mathcal{O} 病院に行く うちに結果 気持ちにな ところ大 いた ホ

健康トピックス

第170回 咳喘息(せきぜんそく)ご存知ですか?

風邪は治ったのに咳が続く、咳止めを飲んでも治まらない。呼吸は苦しくないけど咳だけが長引いてる方、もしかして咳喘息(せきぜんそく)かもしれません。放置していると本格的なぜんそくに移行する可能性もあります。今回はその症状などをご紹介します。



①せきぜんそくの主な症状

- ◆8週間以上続いている
- ◆一般のせき止め薬が効きにくい
- ◆夜間から明け方に強く出やすい
- ◆ぜい鳴や呼吸困難を伴わない
- ◆季節の変わり目に症状が出やすい

② 症状のメカニズム

気道を刺激する物質 (ハウスダストやたばこの煙など) や風邪などのウイルスが入り込む

- →気道の粘膜に炎症が起きる
- → 修復されても炎症と修復が繰り返される
- →気管支平滑筋が肥大化
- →気道がだんだん狭くなり、元にもどらない
- →わずかな刺激にも敏感に反応
- → ぜんそく発作へ

③ 日ごろから悪化させないために…

- ◆マスクを着用し、風邪など感染症にかからないようにする
- ◆たばこは吸わない、煙に近づかない
- ◆酒を飲みすぎない
- ◆ハウスダストなどのアレルギー物質を生活環境から取り除く

④ 治療には…

- ◆気管支拡張薬(狭くなった気道を広げる)
- ◆吸入ステロイド (気道の炎症を抑える)

注意点:ひとまず症状が治まった段階で治ったと勘違いして、すぐに薬をやめ、ぶり返す人も多い。 放置して気管支ぜんそくに移行すると大きな発作につながり、命にもかかわります。専門医に相談し ましょう。

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談/カレンダーの の日受付時間/午後7時まで 休日の年金相談/カレンダーの の日受付時間/午前9時30分から午後4時まで

平成29年 5 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成29年 6 月

日	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144 (P電話) (受付時間) 月~金曜日:午前9:00~午後7:00

第2土曜日:午前9:00~午後5:00

★ねんきんダイヤル (年金全般に関する相談)

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165 (P電話)

(受付時間) 月 曜 日:午前8:30~午後7:00 火~金曜日:午前8:30~午後5:15

第2土曜日:午前9:30~午後4:00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。



一般財団法人 秋田県社会保険協会 行 〒010-0001 秋田市中通 6 丁目7-9 TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資 料 提 供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所 全国健康保険協会秋田支部